

開催日：令和 5 年 12 月 6 日

会議名：令和 5 年第 7 回定例会（第 1 日 12 月 6 日）

○西本ちかこ それでは、お許しをいただきましたので、発言通告に基づきまして、私から大きく 2 点、質問をさせていただきます。

まず 1 点目、ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業について。

こちらは先ほど米川議員からも質問がありましたが、私のほうでも要介護 1 の高齢おひとり暮らしの方のごみ出しについて、サポートの要望がありました。環境事業課により行われているスマイル収集につきましては、要介護 3 以上、また玄関先まで出す必要があるとのことで、ご利用いただくことができませんでした。

長寿介護課が行っているひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業については、要介護 1 以上で利用できるということで、月に 2 回までの利用制限はありますが、とてもありがたい事業だと考えております。

まず、この事業の目的と事業の内容について、改めてお聞かせください。

○小西健康医療部長 ひひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業につきましては、ひとり暮らしの高齢者等が安心して生活できる環境を整えることを目的として現在 8 事業所に委託しており、要介護 1 以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯の方を対象に、介護保険の保険給付の対象とならない日常生活における軽易な作業として窓拭き、電球の取替え、ごみ出し、庭の除草等、30 分以内で終了する作業を行っております。

なお、利用につきましては、1 か月に 2 回以内で、市民税課税の方は 1 回 250 円、非課税及び生活保護受給者の方は 1 回 150 円の利用料を頂いております。

○西本ちかこ ありがとうございます。

では、こちらの当初の利用見込み回数について、お聞かせください。

○小西健康医療部長 当初の利用見込み回数につきましては、在宅生活を支えるため、介護保険サービスと併用した利用者を見込み、当初予算において延べ 564 回を想定しておりました。

○西本ちかこ では、利用実績と予算に対する執行率について、お聞かせください。

○小西健康医療部長 まず、利用実績につきましては、令和 5 年 10 月末現在、延べ利用人数は 164 人、延べ利用回数は 303 回となっております。

過去 3 年の実績につきましては、延べ利用人数、延べ利用回数、予算に対する執行

率の順に申し上げます。令和2年度が232人、432回、85.3%、令和3年度が263人、481回、98.4%、令和4年度が324人、566回、126.8%となっております。

○西本ちかこ ありがとうございます。

延べ利用回数について、お答えいただきました。この利用回数についての見解と課題について何かございましたら、お考えをお聞かせください。

○小西健康医療部長 利用回数が少ない要因として特定できる状況は把握しておりませんが、サービスを必要とされる対象者の皆様をはじめ、ケアマネジャーや民生委員の方などに対して、本事業のサービス内容と具体的な利用方法のさらなる周知に努める必要があると考えております。

なお、現状では委託事業者も限られておりますことから、多様な民間サービスと組み合わせてご利用いただいているところでございます。

○西本ちかこ では、事業者への委託金額への委託支払い金額の見直しなどについて、お聞きしたいのですが、委託事業者の1回の業務に対する委託支払い金額と市の負担額、また委託できる事業所の要件について、お聞かせください。

○小西健康医療部長 1回の業務に対する委託金額につきましては、市民税課税の方は570円、非課税及び生活保護受給者の方は670円としております。

委託できる事業所の要件といたしましては、高齢者の在宅生活の支援を行っている非営利団体または介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者となっております。

○西本ちかこ ありがとうございます。

事前にお伺いいたしましたところ、現在8者との委託事業を結んでおられるということで、その中にはシルバー人材センターさんもありました。

今後の展望について、お聞かせいただきたいと思います。

○小西健康医療部長 本事業といたしましては、独り暮らしの高齢者等が安心して生活できる環境を整えることを目的としておりますことから、さらなる周知に努めてまいります。

また、ケアマネジャーに対してアンケート調査を実施し、利用実態を把握した上で事業所等とも連携、協力しながら、高齢者の日常生活の支援に努めてまいりたいと考えております。

○西本ちかこ ありがとうございます。

委託事業者、また委託料、利用者のニーズなど、アンケート調査をぜひ実施していただきたいと思います。

おひとり暮らしの玄関先までも出るのが大変なご高齢の方が増えていると感じております。ぜひ周知をいただき、この事業を続けていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、大きく2問目の質問に入らせていただきます。

ひとり親家庭の自立支援について。

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を独りで担っており、様々な困難を伴う場合があるとして、ひとり親家庭が自立に向けて取り組むための支援として、国は子育て生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策の4本柱により施策の推進を変遷しながら進めておられ、本市でも様々な取り組んでいただいているところですが、経済的困難や子育ての問題をお独りで抱えておられる方もいます。

そこで、本市のひとり親家庭の自立支援について、お伺いします。

まずは、就業支援について質問させていただきます。

ひとり親家庭の世帯数と正規・非正規職員・従業員、就業状況について、把握をされていましてらお聞かせください。

○山崎こども育成部長 本市の全てのひとり親世帯数や就業状況は把握しておりませんが、児童扶養手当受給世帯は令和5年10月末現在で1,690世帯でございます。また、就業状況につきましては、国が実施した令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果から、母子世帯、父子世帯の順で申し上げますと、就業率は86.3%、88.1%、就業者のうち正規の職員、従業員は48.8%、69.9%、自営業は5%、14.8%、パート・アルバイト等は38.8%、4.9%となっております。

○西本ちかこ 本市のひとり親家庭の世帯数は把握をされていないということで、児童扶養手当受給世帯数は1,690世帯、また、国の調査では、就業状況がパート・アルバイトという状況の方が38.8%ということが分かりました。

では、ひとり親家庭の親への就業支援について、お聞きします。

こども家庭庁設置法の特別措置法の第2条の3には、基本方針に則し、職業能力の開発及び向上の支援、そのほか母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないとあります。

仕事を見つけるためのサポートの内容と体制、より早く希望する安定した職に就けるようにするために講じられている支援策について、お聞かせください。

○山崎こども育成部長 介護職員として必要な知識を習得するため、介護職員実務者

研修を委託事業として実施しているほか、ひとり親家庭の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給しております。また、広報いばらきに大阪府母子寡婦福祉連合会が実施する就業支援講習会の受講生募集の記事を掲載し、広く周知しております。

さらに、生活保護受給者等就労自立促進事業におきましては、ひとり親自立支援員が児童扶養手当受給者の自立を促進するため、必要であれば同行するなど、公共職業安定所と連携を図り、就労ナビゲーター2人によるきめ細やかで継続的な就労支援を実施していただいております。

○西本ちかこ ありがとうございます。

公共職業安定所、以下ハローワークでは、ひとり親家庭専門の就労ナビゲーター2人が就労支援を実施いただいているということで、また本市のひとり親自立支援員が必要に応じてハローワークに付き添って行かれるということもお聞きし、安心をいたしました。

では、ハローワークの就労支援の進捗状況や就職結果について、情報共有はなされているのでしょうか。何人の方をおつなぎし、何人の方が就職できたのか、またその雇用形態と人数など、就業の実績について、お聞かせください。

○山崎こども育成部長 ハローワークから翌月末頃に、前月分の相談回数や就職結果等をメールにより報告いただいております。

実績ですが、令和4年度、令和5年度10月末現在の順で申し上げますと、ハローワークへつないだ人数8人、10人、就職者数7人、4人、そのうち常勤3人、0人、パート・アルバイト等4人、4人でございます。

○西本ちかこ 令和4年は8人おつなぎし、7人が就職、今年は現在のところ10人おつなぎし、就職が4人ということが分かりました。

続けてお聞きいたします。こども家庭庁の高等職業訓練促進給付金は、ひとり親の方が資格取得を目指して修業する期間の生活費を支援する制度ということですが、この高等職業訓練促進給付金支援事業について、目的と実績について、過去3年間と令和5年10月末までの給付人数と給付額を教えてください。

○山崎こども育成部長 母子家庭の母または父子家庭の父に対し市が給付金を支給することにより、就業の際に有利となる資格の取得を促進し、資格取得に伴う生活の負担を軽減し、母子家庭または父子家庭の生活の安定を図ることを目的に実施しております。

実績といたしましては、給付人数、給付額の順に申し上げます。

令和2年度、12人、1,579万円、令和3年度、15人、2,106万4,000円、令和4年度、7人、869万5,000円、令和5年度10月末現在では6人、390万2,000円でございます。

○西本ちかこ 給付額の4分の3は国の負担、4分の1が本市の負担ということを事前にお聞きをいたしました。安定した職業に就くための資格取得を目指す方にとって大切な事業だと思いますので、積極的に取組をお願いしたいと思います。

では、ひとり親家庭の生活や住宅、こどもの教育など、日常生活全般の相談体制や貧困などにより物資を必要とする方への支援、また養育費の未払いについて、DVなどにより逃れてこられた方の離婚前相談、またそういった方々の心的相談について、どのように受けられていますでしょうか、お聞かせください。

○山崎こども育成部長 まず、相談体制につきましては、離婚後にひとり親になった不安や生活のこと、仕事のこと、子育てのことなど、また離婚を考えていてこれからの生活が心配であるなど離婚前の相談を受けるひとり親自立支援員を2人配置しております。

また、毎月第4火曜日には、ひとり親家庭等が抱える様々な法律問題について、ひとり親家庭等の問題に精通する弁護士の法律相談を実施しております。

物資の支援につきましては、ひとり親家庭等の方で経済的に厳しく、食べるものについておられる方に対しましては、福祉総合相談課にご案内し、食料品等をお渡ししております。

養育費の未払いについて、養育費を受け取ることができなくなってしまった方へは、ひとり親のための法律相談をご案内しております。また、養育費の未払いが発生する前に契約しておけば、元の配偶者から養育費が支払われない際、養育費を肩代わりした上で養育費の不払い義務を負う相手方に債権を回収する民間の保証会社と養育費保証契約を締結した際の契約料金を助成する、養育費保証料補助事業を実施しております。

DV被害者の離婚前相談につきましては、相談があった場合は配偶者から振るわれる様々な暴力について相談をお伺いし、配偶者暴力相談支援センターにつないでおります。

○西本ちかこ 2人のひとり親自立支援員が窓口にいっしょということですが、日中の仕事など窓口に来ることができない方もいっしょだと思いますが、どのように対応されていますでしょうか。

また、ご答弁いただきました養育費保証料補助事業については、事前のヒアリングで、こちらについては2年間の補助で1年目が上限5万円、2年目が2万5,000

円とお聞きしました。また、申請については、養育費が滞ってからではできないということでした。養育費が滞ってから困られる方が多いと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。実際にご相談はありましたでしょうか。

また最後に、養育費の不払いに対して、調停の申立てなど無料で月に一度、30分受けることができる弁護士の相談だけでは足りないのではと考えますが、いかがでしょうか、お聞かせください。

○山崎こども育成部長 窓口に来れない方の対応に対しましては、相談者からの申出があった際、夜間相談の時間調整を行い、対応しております。

養育費の不払いによる相談につきましては、件数は集計しておりませんが、ひとり親の無料法律相談で養育費に関する相談をする割合は高いと認識しております。

最後に、ひとり親のための法律相談について、養育費の不払い等について、弁護士に相談することで公正証書の作成や調停の申立てをする第一歩となればと考えております。

なお、相談時間が足りないなどの場合は、日本司法支援センターが実施する法テラス大阪等をご案内するなどしております。

○西本ちかこ こども家庭庁の令和4年度国民生活基礎調査によりますと、相対的貧困となる世帯所得については、2人世帯で180万円未満、3人世帯で220万円未満とあります。日本のこどもの相対的貧困率は、OECD経済協力開発機構38か国の中でも9番目に高く、ひとり親家庭では7番目に高い状況です。

ひとり親家庭の自立支援につきましては、様々自立支援員お2人を中心に丁寧に取り組んでいただいていることがよく分かりましたけれども、担当部署へおつなぎするということが日にちをまたいでしまったりとかすることもあると思います。ひとり親家庭の方は、お仕事をしながら子育ても担っておられるということを重々お分かりだとは思いますが、引き続き、連携を取っていただきながら、さらなる相談者の利便性の向上や施策の充実を要望させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。